

平成28年第12回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成28年12月22日 木曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 28名

3) 議決の事項
日程第1 議事録署名員の指名について

25番 川 満 盛 幸 27番 新 里 光 徳

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

平成28年第12回宮古島市農業委員会総会 会議録

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		×
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		×	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

1. 開催日時 平成28年12月22日 金曜日 14時00分から16時08分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (28人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事録署名委員

議長 長野崎 達男

25番委員 川満 盛幸 27番委員 新里 光徳

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明

次長 上地 寿男

次長兼農政係長 川満 秀盛

農地係長 川満 邦弘

主査 豊見山 徹

調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時08分

7. 会議の概要

平成28年12月22日

開会：14：00

議長 ただ今から、平成28年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は28名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、2名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、25番川満盛幸委員、27番新里光徳委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思います。よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号1番から8番までは、議案書11ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西辺中学校から福山方面へ進むと五叉路があり、そこから大浦集落向け約200メートルに位置し、土地改良も済んで現在はサトウキビの夏植えがされていました。規模拡大を図る予定です。

8番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、福山集落東側約500メートルに位置し、現在はサトウキビの春植え用の苗が作付けされていました。未整備の土地ですが利用効率のいい場所で、サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

14番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
東島後原253の申請地は、友利集落入口にある団地北側約200メートルに位置し、そこから北へ約400メートルに與那原525-56の申請地があります。数十年前にすでに土地改良も済んでいる場所で、申請人は畜産業を営んでおり、取得後は採草地にする予定です。

15番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。
4番の申請地は、宮古島徳洲会病院西側道路を久松集落向け進んだ左手「松田整形外科医院」近くの交差点を、伊良部大橋向け約200メートル進んで右折、さらに約1.5キロメートル行った右手に位置し、現在はサトウキビの今年夏植えが植えられていました。規模拡大を図る予定です。

5番の申請地は、上記交差点を久松集落向け約100メートル進んで右折し、左手に民宿を見てさらに1.5キロメートル進んだ右手に位置し、現在は土地改良も完了し2筆を一区画として使用しています。今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。規模拡大を図る予定です。

21番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。
6番の申請地は、「ケアハウスいけむら」近くの信号を成川向け進み、約700メートル行ったT字路を左折し約300メートル左手に位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。

7番の申請地は、沖縄製糖株式会社から東へ約500メートル行った左手に旧牧場跡があり、その隣に位置し、現在は草地でした。

22番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部高校から西へ約1キロメートルの土地改良区内に位置し、現在はサトウキビの今年夏植えが植えられていました。申請人は長年サトウキビ栽培を頑張っており規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。まず、受付番号9番から10番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号9番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号9番から10番までは、議案書19ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、福山集落西側約300メートルに位置し、現在は基盤整備も終わり灌漑も設置済みでした。野菜作りをとおして、入所者の就労支援・作業療法を図りたいという事です。

10番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、保良集落から東へ約500メートルに位置し、周辺は未整備地区でした。申請人はUターン者で、親から農地を借り受けて農業を開始するという事です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号9番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は14件でございます。
まず、受付番号11番から24番までの説明をいたします。
【議案第1号、受付番号11番から24番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
受付番号11番から24番までは、議案書21ページから34ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から24番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は4件でございます。
まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。
【議案第2号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、川満集落内民宿「湧泉家」近くの交差点を北へ約500メートル行った右手に位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。申請人は5年前から利用権設定をしており、今回再設定ということです。

9番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、川満団地東側道路を上って約800メートル行ったところにあるニガウリハウス手前に位置し、調査当時はカボチャが植えられていましたが、現在は収穫されています。申請人は葉タバコ農家ですが、野菜栽培も頑張っており大変意欲的な担い手です。

21番委員 受付番号3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。
3番の農地の所在は、西辺中学校から東向け約1キロメートル進んだ五叉路を左へ約500メートル行った集水器手前を右へ、約100メートル進んで左折、さらに約100メートル進んだ右手に位置し、主にオクラ栽培ですが、いろいろな野菜の無農薬野菜の栽培に取り組んでいます。周辺はサトウキビ畑でした。

4番の農地の所在は、西辺小学校から大浦向け約1キロメートル北へ、マンゴー園手前を左折、小さい十字路を左折し約250メートル行った左手に位置し、収穫前のサトウキビが植えられていました。周辺もサトウキビ畑でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題としますが、3番：砂川博一委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いします。

議長 それでは、改めまして日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
まず、受付番号1番から6番までの朗読説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、上野堆肥センター北へ約500メートル行った農薬会社倉庫を南西約20メートルに1150-3、そこから西へ約300メートルに1239-4が位置し、いずれも今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。申請人は、サトウキビ栽培と畜産業の複合経営で規模拡大を図る予定です。

19番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、野原越公民館北隣に位置し、現在は今期収穫予定のカブ出しがありました。申請人は年齢的には高齢ですが、トラクターでキビの運搬をするなど、大変元気に頑張っています。

20番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、ヤマダ電機南約500メートルに位置し、一帯はほ場整備後ですが申請地のみ作付けもなく更地状態でした。申請人は畜産業を営んでおり、取得後は採草地にして規模拡大を図る予定です。

21番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西辺小学校を右に見て最初の十字路を右折し約700メートル進み、T字路を左折し約200メートルに位置し、現在はサトウキビの夏植えがされていました。周辺もサトウキビ畑でした。

23番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、皆福地下ダムから北へ約500メートルに位置し、現在は牧草を植える準備中でした。周辺も大部分が採草地となっています。

29番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、与那覇コミュニティセンターから南へ約300メートルに位置しています。元々墓地用の土地でしたが、基盤整備後に申請人の所有地隣に換地され、土地の後継者もないことから今回取得することになりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

9番委員 確認ですが、受付番号6番の備考欄に葉たばこ作となっていますが、申請人（川根さん）が葉たばこを植えるという事ですか。

29番委員 説明不足ですみません。現在は申請人の親戚の方が葉たばこの植え付け準備中で、収穫後に本人がサトウキビを植える予定です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたします。
3番委員は入室を認めます。

議長 休憩します。

休憩 14:47

再開 14:57

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。
【議案第4号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年12月9日に行いました。調査員は27番新里光徳委員、28番私、前泊と芳山会長代理、事務局から、上地次長、川満係長、下地調整官の6人で行いました。
始めに、9時40分から10時00分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条3件、5条12件、非農地証明5件、計20件の現地調査を10時00分から16時00分まで行い、16時10分から16時30分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、4条申請について説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は「丸栄ペイント」裏手に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・雑種等に囲まれた連たんの第3種農地（第1種低層住居専用地域）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 参考資料6ページのについてですが、この案件は農地法第4条による許可申請ですが、始末書の文面4行目に「農地法第5条の許可をとらないまま」とあります。文言の訂正が必要ではありませんか。

事務局 農地法第4条許可申請になりますので、当然始末書の文言も農地法第4条になります。訂正するよう指導いたします。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2番委員 参考資料2ページ、転用計画（4）の工事計画が年明け2月からとなっています。一部すでに使用しているということですが、2月着工で問題ありませんか。

事務局 すでに使用している部分は、参考資料5ページに示してある宅地部分の一部になります。6割

以上はまだ農地として使用されており、その部分を含めて全て工事が完了するのが3月頃になるということで特に問題ないと判断し申請書を受理しました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は佐良浜中学校北側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料8ページについて、こちらの案件もすでに使用しており工事も進行中のようですが、工事計画では着工が平成29年2月となっています。申請者に正しい着工日を確認して訂正すべきではありませんか。

事務局 ご指摘のとおりすでに工事は始まっているようですので、確認して訂正します。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は現在建設中の宮古島市スポーツ観光交流拠点施設と宮古空港前交差点を結ぶ道路となります。農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、一団の農地（10ha）に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

18番委員 参考資料19ページ、写真では畑として使用されているようにみえますが、現況及び利用状況は休耕地となっています。詳しい説明をお願いします。また、工事費が1億2千万円となっていますが、内訳等が分かればそちらの説明をお願いします。

事務局 参考資料19ページ、赤色で示してある部分は4条申請、青色で示してある部分は5条申請となります。赤の部分は平成27年2月にすでに許可が下りており、所有権者が宮古島市になっています。スポーツ観光交流拠点施設への道路建設準備のため現在は休耕地となっています。青色の部分もいずれその道路とつなげるため、その準備として休耕地とすることで調整済みですが、許可申請前なのでまだ登記簿上は畑のままになっている状態です。

18番委員 休憩を求めます。

議長 休憩します。

休憩 15:05

【休憩中の説明等】

事務局 補足ですが、添付の航空写真は古いので現在の状況とは違います。空港前道路を通る際に見て分かると思いますが、青色の部分は現在サトウキビが倒されています。ここは所有者に対して作物補償をして道路を通すということになっており、現在はその準備中という事です。

議長 工事費に係る説明については、説明できる範囲でかまいませんので担当課よりお願いします。

担当課 進入路の工事については、第1工区と第2工区に分けて発注しますが、第2工区で1億2千万円となっています。

再開 15:10

議長 再開します。
ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は12件でございます。まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線沿い「島の駅直売所」南側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野・宅地等で囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線沿い「島の駅直売所」南側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野・宅地等で囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久貝集落内「福寿保育園」近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は砂山ビーチ交差点近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、宅地・原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄製糖(株)工場近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。
農地の区分、原野・宅地・墓地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 資料24ページの申請書に、工事期間の記入がないようですが。

事務局 確認して記入します。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はドイツ文化村近くのレンタカー会社に隣接しており、農地の広がりあり、
宅地の広がりなし。農地の区分、一団の農地(1.2ha)に囲まれた第1種農地と判断いたしました。(既存施設の拡張)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 この案件も工事期間の記入がないようですが。

事務局 こちらは10年ほど前にすでに許可を得てレンタカー業を営んでおりますが、実際に使用している面積が転用許可が出ている面積より大きいことに気付き、今回その余分面積(298㎡)を追加で申請した次第です。すでに整備して使用されていることもあり、工事の必要もないため工事期間の記入はありませんのでそのようにご理解下さい。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は宮古島市熱帯植物園近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、一団の農地(12.8ha)に囲まれた第1種農地と判断いたしました。(既存施設の拡張)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 受付番号7番について、既存施設の拡張という説明でしたが、現施設と申請地の間に民家があります。このような場合でも、既存施設の拡張に該当するのか詳しい説明をお願いします。

事務局 委員がご指摘の土地は資料37ページの公図の地番1186-4についてだと思いますが、こちらも当施設の所有であると認識していました。県にきちんと確認いたします。ただ、個人宅であっても、隣地の地番1186-5は申請人の所有地であり、今回の申請地に隣接しておりますので問題ないと考えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は保良集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、一団の農地(10ha)に囲まれた第1種農地(集落接続)と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺西東集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・道路等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部国仲集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・段差・ガードレールのある道路等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は現在建設中の宮古島市スポーツ観光交流拠点施設と宮古空港前交差点を結ぶ道路、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、一団の農地（10ha以上）に囲まれた第1種農地と判断いたしました。（第1種農地に係る法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に係る事業のため欠くことのできない通路）

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄製糖(株)工場南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。
農地の区分、住宅・排水路・道路等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。
【議案第6号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、東急リゾートホテルの西側に位置し、申請地の一部に御嶽があり畑としての使用は困難で遊休地B分類となっていることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間一周道路の南海岸沿いにあり、土壌は石混じりでさらに雑木等が生い茂り農地としての再生は困難（遊休地B分類）であると思われるため、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、平一小学校東側の宅地等で囲まれたところに位置し、また用途地域の指定内にあり面積も小さく（428㎡）農地としての使用も見込めないため、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、ボーリング場東側に位置し、農地は申請地の1筆で、宅地等に囲まれた用途地域の指定内にあり農地としての使用は困難（機械作業、農薬散布等）であると思われるため、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、佐和田漁港近くの海岸沿いにあり、道路から2・3メートルほど下がり土壌は石混じりで雑木等が生い茂っており、農地としての使用は困難（遊休地B分類）であると思われるため、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

14番委員 農振地域内にあるようですが、基盤整備等の計画とかはないですか。

事務局 場所的に海岸沿いに位置しており、今後も基盤整備等の計画はないものと考えられます。また開発行為についても、農振法のしぼりがあり簡単には行えないので問題ないと思います。登記簿で確認すると、平成24年に農地法第3条で許可が下りてますが、実際に現場確認し、農地としての再生・使用は困難であると判断し申請を受理しました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。

平成28年12月22日

会 長 野崎 達男

25番委員 川満 盛幸

27番委員 新里 光徳